

## 議 第 7 号 議 案

富士見市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市議会委員会条例（昭和53年条例第22号）の一部を改正する条例を制定  
したいので、別紙のとおり、地方自治法第112条及び富士見市議会会議規則第13  
条の規定により、提出します。

平成29年4月7日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 関 野 兼太郎

賛成者 同 八 子 朋 広

同 津 波 信 子

同 川 畑 勝 弘

同 根 岸 操

### 提 案 理 由

議会運営委員の定数を変更する理由から、富士見市議会委員会条例の一部を改正する  
必要が生じたので、この案を提出します。

## 富士見市議会委員会条例の一部を改正する条例

富士見市議会委員会条例（昭和53年条例第22号）の一部を次のように改正する。  
第4条第2項中「5人」を「6人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士見市議会委員会条例の規定は、平成29年4月7日から適用する。